

高田区地域協議会

会長 西山 要耕 様

上越市長 村山 秀幸

(自治・市民環境部文化振興課)



雁木整備事業補助金制度の改善について (回答)

平成29年8月22日付けで提出のあった意見書について、下記のとおり回答します。

記

1 多くの雁木を保存できるよう補助金交付要件を緩和することについて

雁木は、互助の精神に基づき江戸時代から現代まで受け継がれてきたものであります。連たんする雁木は、私有地を共同で出し合って連続した公共の歩行空間を供出する雪国の生活文化であり、また、本市特有の魅力ある街並み景観を創り出しております。

市では、雁木の保存は地域の皆さんによって受け継がれてきた、まさに互助の精神の保存であるとの考えから、雁木整備事業補助金制度は、「地域の皆さんが自ら話し合い、景観に配慮した地域の雁木の保存と安全快適な歩行空間としての雁木の活用及び雁木を活かしたまちづくりを行うため、そのルールを地域協定として定めた地域」を雁木の保存・活用地域として指定し、地域協定に基づく雁木の整備に対し補助しているものであります。

このため、地域協定を結んだ地域における雁木の整備については、個人の所有物ではあっても補助率を2分の1、補助金の限度額も1件当たり40万円とするなど、多額の支援を行っているところでありますし、固定資産税の減免措置も行っているものであります。

また、地域協定のない地域における個々の雁木につきましては、市の住宅リフォーム促進事業補助制度をご利用いただけますし、現に、住宅リフォーム制度を利用し雁木を整備されている実績も多くございますので、雁木整備事業補助金制度について、地域協定を結んでいない地区の個人が受けられるように変更することは考えておりません。

なお、これまで原則として全員の同意による地域協定の締結をお願いしてまいりましたが、制度創設当初に比べ、不在地主や所有者が分からない建物が増加してきている状況もありますので、全員の同意を必要とするとの要件の緩和について検討してまいりたいと考えております。



2 交付申請書類の提出期間を定めないことについて

本補助金の申請につきましては、申請受付の前年度に、雁木の保存・活用地域として指定した地域の皆さんを対象として、町内会を通じて翌年度における制度利用の意向を伺い必要な予算措置を講じた上で、できるだけ早期に整備着手ができるよう、毎年度の当初に指定地域の皆さんに制度の活用と申請受付について案内し、4月中旬から5月上旬にかけて申請を受け付けております。

なお、当初の申請期間内での応募によって、予算額に達しなかった場合には、再度周知したうえで、随時申請を受け付けております。